

野洲市資料提供

提供年月日	令和6年1月22日
担当部課	健康福祉部 ワクチン接種推進室
担当者	高田・塚本
連絡先電話番号	077-588-5007

新型コロナウイルスワクチン接種における健康被害に係る補正予算（専決処分）について

市民が令和3年度に新型コロナウイルスワクチン接種後に死亡された事象の3例目について、先般、厚生労働大臣より予防接種法第15条第1項の規定に基づく認定の連絡がありました。

つきましては、健康被害に係る死亡一時金及び葬祭料を速やかに給付する必要があるため、下記1のとおり、令和6年1月5日付で専決補正にて対応しましたので報告します。

また、令和3年度から実施しています新型コロナウイルスワクチン接種における同法第15条第1項に基づく本市の認定状況について下記2のとおり報告します。

記

1. 令和3年度に新型コロナウイルスワクチン接種後に死亡した事象（3例目）について

(1) 認定内容等について

①健康被害者：死亡1名

②疾病名：突然死

③理由：死因について、対象者が有していた基礎疾患及び既往症が原因となった可能性はあるが、新型コロナウイルスワクチン接種も原因となった可能性が否定できないため。

(注) その他の情報については、個人の特性を回避するため非公表とします。

(2) 給付対象者について

予防接種を受けたことにより死亡した者と生計を同じくしていた者 1名

(3) 給付額について

総支給額 44,412,000 円 (国庫負担割合 : 10/10)

(内訳)

給付の種類	給付額
死亡一時金	44,200,000 円
葬祭料	212,000 円

2. 予防接種法第 15 条第 1 項に基づく野洲市内の認定状況等（令和 5 年 12 月 26 日時点）

野洲市総接種回数	173,094 回
野洲市への申請件数	9 件（3 件）
厚生労働省への進達件数	9 件（3 件）
認定件数	8 件（3 件）
否認件数	1 件（0 件）

（ ）内は死亡の件数

参考：予防接種法第 15 条第 1 項

（健康被害の救済措置）

第十五条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。